

七月一日から

乳幼児等医療費助成

制度が拡充されます

小学校就学前まで無料化

〇歳から六歳まで

平成十九年七月一日から乳幼児等医療費助成制度を拡充し、六歳（小学校就学前）までの乳幼児について、保険医療機関で支払う自己負担額を無料化いたします。

これは、医療費を市が助成することで、安心して子育てを行うことができる環境を整備することを目的に、加東市が独自に取り組むものです。

小学校一年生から三年生

乳幼児等医療費助成制度を含む福祉医療制度は、兵庫県と市町が医療費の助成を行う制度です。

平成十九年四月一日からは、県の制度改正により小学校一年生から三年生の児童も乳幼児等医療費助成制度の対象となっており、七月以降も引き続き制度の対象として助成を行います。（下の表のとおり、自己負担が必要です。）

受給者証が更新になります

現在お手持ちの乳幼児等医療費受給者証の有効期限は六月三十日となっています。六月末までには、新しい受給者証を郵送いたします。

問い合わせ

市民生活部市民課（滝野庁舎）

☎ 48・3004

負担区分		一部負担金	
		外 来	入 院
0歳～6歳(小学校就学前まで)		0 円	0 円
小学校1年生 ～3年生	一 般	1日700円限度 (月2回まで)	1割負担 (2,800円まで)
	低所得世帯の方	1日500円限度 (月2回まで)	1割負担 (2,000円まで)

0歳から6歳（小学校就学前）までが制度拡充の対象です。（H19.7.1～）
小学校1年生から3年生までは、これまでと変更ありません。（H19.4.1～）
乳幼児等医療費助成制度には所得制限があります。

平成二十年四月から

「後期高齢者医療制度」が

始まります

後期高齢者医療制度とは

これまで、七十五歳（一定の障害がある方は六十五歳）以上の方は、「老人保健制度」で医療を受けられていましたが、平成二十年四月からは、新しい「後期高齢者医療制度」に加入したうえで、医療を受けていただくこととなります。

制度の概要について

- ・ 被保険者
七十五歳以上の方全員（一定の障害のある方は六十五歳以上）
- ・ 患者負担
医療費の一分割（現役並み所得者は三分割）を患者本人が負担します。
- ・ 保険料
原則として、年金から保険料の天引き（特別徴収）を行います。保険料率については、平成十九年十一月頃に決定する予定です。

運営の仕組み

この制度の運営は、兵庫県内すべての市町が加入する「兵庫県後期高齢者医療広域連合」が行います。

具体的には、広域連合において被保険者の認定、保険料の決定や医療の給付などを行い、市町では、保険料の徴

収、被保険者証の引渡しや各種申請等の窓口業務を行います。

七十五歳以上の方はすべて、これまでの国民健康保険、政府管掌健康保険や健康保険組合などの被保険者・被扶養者ではなく、後期高齢者医療制度の被保険者となります。個人ごとに保険料を納めていただくとともに、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示して、診療を受けていただくこととなります。

現時点での概要を掲載しています。詳細については検討中で、今後情報が入り次第お知らせします。

問い合わせ

兵庫県後期高齢者医療

広域連合事務局

☎ 078・326・2612

ホームページ

(<http://www.kouiki-hyogo.jp>)

または、

市民生活部市民課（滝野庁舎）

☎ 48・3004

